

# 次世代モビリティ導入事業スキーム検討支援業務

## 仕 様 書

### 1. 業務名

次世代モビリティ導入事業スキーム検討支援業務

### 2. 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

### 3. 履行場所

堺市内

### 4. 業務の目的

人口減少・高齢化の進展により、生産年齢人口の減少や労働力の低下が進む中、まちの利便性と魅力を高め、「堺グランドデザイン 2040」で示す「住みたい・住み続けたい」まちをめざすためには、民間企業と連携しながら ICT、IoT や AI などの先進的技術を活用した取組を進めることが重要である。

本業務は、泉北ニュータウン地域における高齢者や障がい者等の移動弱者に対する移動支援や買い物支援を目的として、次世代モビリティやこれを活用した移動販売などの次世代モビリティサービスと既存公共交通とのベストミックスを図り、泉北ニュータウンにおけるM a a Sのあり方やビジネスモデルといった事業スキームについて検討を支援するものである。

### 5. 業務内容

#### (1) 既往調査結果の収集と今後の予測

住民が抱える移動ニーズや移動実態などについて、既往調査結果を収集・整理する。また、人口減少・高齢化の進展やアフターコロナを踏まえつつ、地域へのヒアリングやアンケート等を行い、今後の移動ニーズや移動実態について予測・把握する。

#### (2) M a a Sのあり方及びビジネスモデル案の検討

公共交通の維持を前提として、公共交通と次世代モビリティとのベストミックスや、移動とサービスを組み合わせた次世代モビリティサービスの可能性を含め、泉北ニュータウン地域におけるM a a Sのあり方について検討する。

検討にあたっては、上記(1)に加え、地域特性や公共交通の状況等に応じて泉北ニュータウン地域を複数のタイプに分類したうえ、分類に応じた次世代モビリティの導入パターンを整理し、泉北ニュータウン地域におけるM a a Sを実現するためのビジネスモデル案を検討する。検討したビジネスモデル案は、採算性や持続・発展性を踏まえ実現可能性の高いものとする。

### **(3) 実証プロジェクトの立案**

立案したビジネスモデル案について、実際に実証プロジェクトとして実施し、その実現性を評価するため、実証プロジェクトの実施計画を作成する。

## **6. 業務の進め方**

受注者は、作業開始に先立ち、業務計画を検討及び立案した上で、以下の書類を発注者に提出しなければならない。その計画を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 工程表
- (2) 業務責任者届
- (3) 着手届

受注者は、発注者との連絡を密にし、監督員の指示に従わなければならない。受注者は、各作業工程において、品質の管理及び工程の確認を行い、業務の進捗状況を発注者へ報告するものとする。ただし、発注者が必要と認めたときも、受注者に作業の各工程の進捗状況等をその都度報告させることができる。また、必要に応じ、発注者は受注者に打合せ会議録を提出させることができる。

## **7. 成果品**

成果品は次のものとする。なお、用紙、様式については発注者と協議して定めるものとする。また、データについては、OSはWindows、文書ファイルはWord形式、表計算ファイルにはExcel形式を原則とし、それ以外のデータについては、データの修正ができるよう、発注者と協議して定めるものとする。

- 1) 報告書 印刷物 2部 及び データ 一式
- 2) 業務実施に伴い生じた資料及びこれらのデータ 一式

## **8. 完了確認**

本業務は発注者の検査をもって完了とする。その際、訂正等指摘事項があれば、受注者は速やかに訂正するものとする。また受注者は業務の完了後であっても、発注者が契約不適合と判断した事項については、速やかに訂正するものとする。

## **9. 成果品にかかる著作権等**

成果品の著作権は、使用、未使用に関わらず、発注者に帰属するものとする。受注者は発注者の許可なく成果品を他に利用、公表又は貸与してはならない。

## **10. 貸与資料**

本業務の遂行上必要な資料で、発注者が所有しているものについては、発注者と受注者が協議の上貸与するものとする。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、発注者に提出し、本業務完了とともに返却しなければならない。

## 11. その他

- (1) 本業務に関する協議、打ち合わせ等の必要経費、その他調査等に要する経費はすべて受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書に定めないことについて疑義が生じた場合、または本仕様書の内容を変更する必要がある場合は双方が協議して決めるものとする。
- (3) 受注者は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 本業務において生じた事故及び第三者に与えた損害は、全て受注者の責任により解決するものとする。

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。